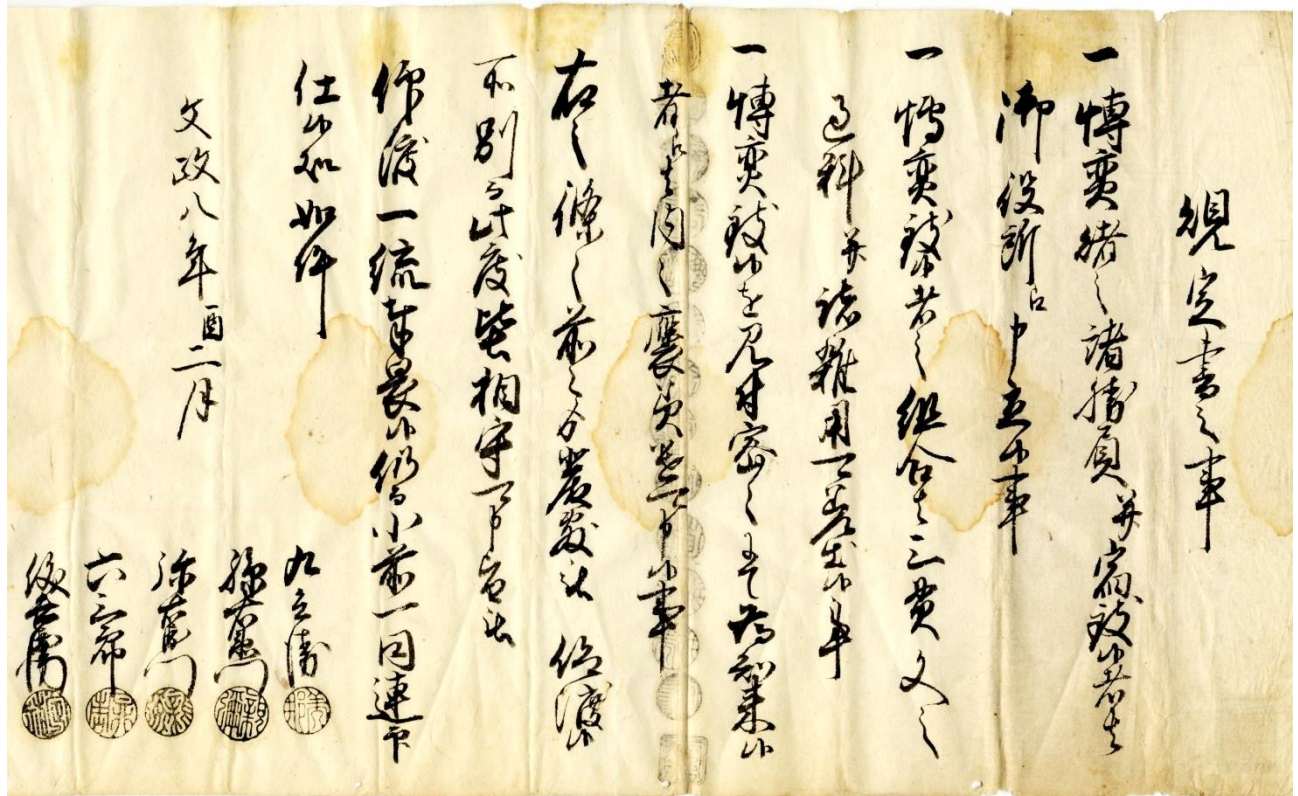


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 16

請求番号	P9907	文書番号	98	年代	文政8年(1825)
史料名	規定書の事				
形態	縦紙	複製	あり・なし	(デジタル画像)	
備考	寄託の古文書(増田公平家文書)、HP「演習ぐんまの古文書入門」N048に掲載				
史料概要	本文書は文政8年(1825)2月、吾妻郡原町(現、東吾妻町)の惣百姓が取り決めた博奕・賭けの諸勝負に関する規定書、すなわち村議定(農民が村の運営のために定めた掟)である。内容は、博奕・賭けの勝負をした者や賭博場を催した者の役所への通報、博奕をした者と同様に組合の者へも罰金刑を科すこと、通報者に対する褒美など、三か条にわたって規定していることがわかる。				
指導要領との関連	<中歴> B-(3)-ア-(エ) 幕府政治の展開 <高歴総> A-(2)-ア-(ア) 資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解すること <高日探> C-(2)-イ-(ア) 資料を通して考察し、仮説を表現				
活 用 例					
活用単元	「日本史探究」C 近世の日本と世界(2) 歴史資料と近世の展望				
活用場面	江戸時代の「幕藩体制の動揺」を学習する場面の導入部分で活用。または、社会の変動や幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどに関連させ、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを追究する場面で活用。				
活用方法	積文と語句解説、当該史料を合わせて提示し、この史料が出された背景をグループ(あるいはペア)で考察させ、意見をまとめ発表させる。その際には図説の大御所政治の記述(関東取締出役)や、農村の変容の所を参考にさせる。そして、農村の治安悪化を背景に1805年関東取締出役や1827年に寄場組合が関東地方で置かれ、治安の強化がはかられたことにつなげていく。さらに国定忠治の話などを紹介する。				
予想される生徒児童の反応など	博打などの賭け事の禁止や役所への通報、罰金などの内容から、農村の治安が悪化していることに気づくことができると考えられる。また、農民に博打ができるような現金収入が生まれたことにも気づかせることができる。				

規定書の事 (P9907 98) 文政8年



規定書の事

一博奕(ばくち)・賭(かけ)の諸勝負並び宿致し候者は、御役所へ申し立て候事

一博奕致し候者の組合は、三貫文の過料(かりよう)並び諸雑用差し出すべく候事

一博奕致し候を見付け、密々にて知らせ来たり候者へは、内々妻美(ほうび)を違わし申すべく候事

右の條々、前々より嚴敷(きびしく)仰せ渡され候所、別(わけ)て此の度堅く相守り申すべき旨仰せ渡され、一統畏(かしこ)み奉り候、仍(よつ)て小前一同連印

仕り候処、件(くだん)の如し

九兵衛 印
孫右衛門 印
弥右衛門 印
六三郎 印
備兵衛 印

文政八年二月

(以下、連名省略)

(吾妻町・増田家文書 P 九九〇七 No 九八)

【規定「ぎじよう」「議定」「義定」ともいう。合議して事を決定すること。合議して定めたおきて】

【博奕「ばくち」賭博のこと。丁半・カルタ・三豆付など】

【賭之諸勝負「かけのしよしようぶ」すべての賭けこと】

【宿「やど」「博奕宿」のこと。賭博場】

【過料「かりよう」刑罰の一つ、比較的軽い罪に対し銭貨で償わせた。罰金】

【密々「みつみつ」極めて秘密であること、こく内々に】

【妻美「ほうび」替めて与える金品】

【別而「わけて、べつして」とりわけ、特別に、ことさら】

【一統「いっとう」全体、すべて、一回、一様、同様】

【小前一同「こまえいちどう」本百姓すべて、一般の百姓全員】

【連印「れんいん」「連署」「連判」ともいう。連帯責任を負うため複数の人が証文などに署名・捺印すること】